

沼津市立病院医師人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務委託  
公募仕様書

沼津市立病院医師人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務委託の仕様書は以下のとおりとする。

1. 委託業務名

沼津市立病院医師人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務委託

2. 目的

当院は、「静岡県東部で一番の急性期病院」という目標のもと、6つの柱からなる運営方針を定めた。このうち、「チーム医療の提供」は、当院の活性化などを図る上で重要であることから、主としてこれに対する貢献度に応じ、多面評価制度を加味しながら、医師一人ひとりに期待されている役割を理解してもらう必要がある。

以上を踏まえ、医師人事評価制度を通じ、チーム医療を推進していく上でのマネジメントを評価の主目的とする。

3. 契約期間

契約日から平成30年3月31日まで

4. 対象職員

沼津市立病院に勤務する正規の医師職  
正規医師 69名(平成29年6月1日現在)

5. 委託料の上限

5,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

6. 委託場所

〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木550番地

7. 委託業務内容

(1) 医師人事評価制度の設計

- ① 医師に対するヒアリング及びヒアリングに基づくグランドデザインの作成
- ② 医師に対するコンサルティング説明会
- ③ 医師人事評価項目の検討

- ④評価者の検討
- ⑤医師人事評価制度運用ルールの検討
- ⑥医師人事評価結果を反映させる処遇制度の検討
- ⑦医師人事評価制度運用マニュアルの作成
- ⑧インセンティブの設計
  - ・現行制度から新制度への移行シミュレーションの実施とシミュレーション結果の分析、改善策の検討

(2) 医師人事評価制度の試験的運用

- ①人事評価トライアル実施
- ②人事評価制度の調整

(3) 評価者に対する研修、人事評価導入説明会の補助

- ①試験的運用における説明会の開催
- ②新制度導入説明会の開催
- ③評価者研修の実施

(4) その他

- ①運用に関する相談対応
- ②制度構築に必要な人事評価制度に関する各種情報提供
- ③必要に応じ、制度構築にあたって院内で開催される会議への参加及び助言
- ④その他、制度構築に必要とされる業務

8. その他

(1) 遵守事項

- ①年間を通して問題なく評価制度を運用し、総合評価結果の反映までできるよう、支援すること
- ②評価者の評価に対する知識が向上し、評価結果に認識差によるばらつきが生じないよう、適宜研修を実施すること
- ③評価の本格実施(平成 30 年度を予定)に際し、十分な準備の上臨めるよう、支援すること

(2) その他

- ①本委託業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、人事評価制度構築作業に当然に必要な事項については、委託者の要請に応じ受託者は誠実に対応すること
- ②その他、本仕様書に記載のない事項は、双方が誠意をもって協議する

以上